

○ 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）

改正案	現行
（信託財産状況報告書の記載事項等） 第三十七条（略） 2～6（略） 7 信託会社は、対象財産に対象有価証券（当期末現在におけるその保有額の当該対象財産の評価額に対する割合が百分の三に満たないものを除く。）が含まれているときにおける報告書には、第一項各号に掲げる事項のほか、第三十条の二十三第三項各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当該報告書の交付前一年以内に信託契約に係る顧客に対し交付した当該信託契約に係る契約締結前交付書面若しくは契約変更書面又は報告書に当該事項の全てが記載されている場合は、この限りでない。	（信託財産状況報告書の記載事項等） 第三十七条（略） 2～6（略） 7 信託会社は、対象財産に対象有価証券が含まれているときにおける報告書には、第一項各号に掲げる事項のほか、第三十条の二十三第三項各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当該報告書の交付前一年以内に信託契約に係る顧客に対し交付した当該信託契約に係る契約締結前交付書面若しくは契約変更書面又は報告書に当該事項の全てが記載されている場合は、この限りでない。